『低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査』における 申請サポートの手引き

2013.3.12

株式会社プロス

(株プロスでは、YKK AP製品ご利用のビルダー様に対して、低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査の適合証明を取得するための申請サポート業務をいたします。 下記の要領でご準備ください。 (プロスのサポートは、ハウスプラス住宅保証(株の適合証明を取得するまで となります。)

手 順

- ① プロスに低炭素建築物新築等計画の申請サポートを依頼したい場合は、事前に必ずご連絡ください。
- ② 別紙「図面・添付資料チェックリスト」に基づいて資料をご用意ください。
- ③プロスへ「サポート申込書」を送付し、お申込みと同時にサポート料金をお振込みください。 ご入金を確認後、申請図書の作成業務をスタートいたします。
- ④ ご入金の確認後、業務担当者から連絡いたしますので、プロスへの依頼書(郵送)及び図書一式を、上記②のチェックリストとともにお送りください。なお意匠図はデータ(CADまたはPDF)で送付願います。
- ⑤ プロスで外皮性能計算や一次エネルギー計算等、及び申請図書を作成いたします。
- ⑥ 図書一式がそろい、サポート業務開始から約2週間でハウスプラスに申請いたします。 ただし、大幅な修正等が発生した場合等には、再検討となりますのでご注意ください。
- ⑦ ハウスプラス審査料の請求書が届きましたら、評価終了までにお振込みください。
- ⑧ ハウスプラスでの審査過程で質疑が発生します。質疑の訂正・回答はプロスが行ないますが、場合によっては貴社に修正をお願いする場合もあります。
- ⑨ 約3週間でハウスプラスでの評価が終了すると、適合証明書が発行されます。 プロスからは審査済印が押捺された適合図書のファイル2冊を郵送します。
- ⑩ 所管行政庁に適合証明書と適合図書ファイル2冊を持参して、申請してください。
- ① 低炭素建築物新築等計画の申請が終了してから、着工してください。

備考

- 日数はあくまでも目安です。ハウスプラス住宅保証の混雑状況や、貴社の資料提出状況等により、 推定日数よりも長くなる可能性がありますので、十分余裕をもって申請ください。
- 評価取得前に着工すると、認定されない場合がありますのでご注意ください。
- お振込みが確認されないと、適合証が発行されない場合がありますのでご注意ください。

株式会社プロス

〒105-0021 東京都港区東新橋2-11-3 第2小川ビル5F

TEL:03-3433-6451 FAX:03-3433-6488 担当: 粕谷(カスヤ) s_kasuya@pros.ne.jp

★お申込みの前に、必ずご確認ください

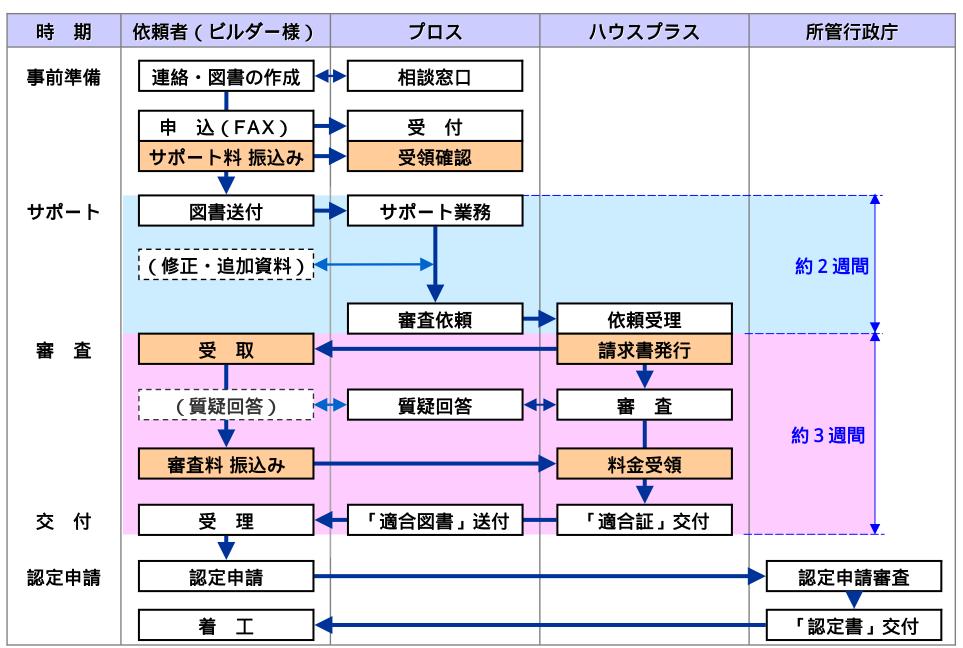
2013.3.12

1. 事前に、所管行政庁にご確認

Ш	ハワスフラス任宅保証係の適合証で申請可能ですか?
	図書に押捺された『審査済』の印が、電子印でも可能ですか?
	その他、所管行政庁独自に提出が必要な書類の有無、および審査日数・費用等
	評価機関の適合証明を受け付けない行政庁もありますので、事前に必ず所管行政庁に 確認してから、お申込みください。
<u>2</u>	<u>. ご注意</u>
	建設地は市街化区域等、認定申請対象の地域ですか?
	サポートの対象は、木造在来および2×4工法で、かつ2階建以下の新築一戸建とします。 ※店舗併用住宅は「複合建築物」となりますので、別途ご相談ください。
	登録住宅性能評価機関はハウスプラス住宅保証㈱限定です。
	適合証が交付された後、貴社の都合で(変更・訂正)で再交付が必要な場合は、 有償にて対応いたします。

低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査・業務の流れ





木造一戸建(2階建以下)

サポート申込書(YKK AP顧客専用)

◆お申し込み日:		年	月		<u>日</u>	
◆会社名:						印
◆ご住所: <u>〒</u> ————	 都道 府県					
◆お電話:			▶ FAX:			
◆ご担当者 <u>:</u>		•	▶部署:			
◆ご担当者 E-mail:				@		
◆物件名 ◆建設地: (地名地番)	都道					
◆地域区分 <u>:</u>	地域_	◆着工予	· 定日: _		月	日
◆YKK AP担当者:			(支店	営業所)

【連絡先】 〒105-0021 東京都港区東新橋2-11-3 第2小川ビル5F TEL:03-3433-6451

★サポート料: ¥84,000(税込) ※ハウスプラスの審査料別途

★振込先

三菱東京UFJ銀行 東京営業部(普)6744637

口座名義:(株)プロス

注意)

・お申込みと同時にお振込みください。ご入金確認後に作業をスタートいたします。

図面と一緒に送付してください

低炭素建築物 申請サポート

≪事前準備のお願い≫

木造一戸建(2階建以下)

図面・添付資料チェックリスト

◆必要図書	にチェックしてください				
【申請依頼書】	【図面等、必須】	【カタログ・仕様書等、必要に応じ】			
技術的審査依頼書	付近見取図	空気調和設備			
認定申請書	【】 仕上表(内部·外部)	空調設備以外の機械換気設備			
委任状(必要に応じて)	配置図	照明設備			
	床面積求積図	給湯設備			
	各階平面図	空調設備以外の低炭素化に資する			
│ 原紙はデータで │ 送付いたします。 │	立面図	建築設備			
※代理者がプロスの場合、	短計図又は断面図	【その他、適宜】			
委任状は不要です	各部詳細図	その他の基準に適合の確認のため 必要な資料等			
	基礎伏図	ル安は貝科寺 (上記に無い審査に必要な書類)			
	建具表				
次頁を参照し、	記載内容が確認でき	きるよう各図書に明記の事			
◆法第54条第1項第1号関係	系 その他の基準(選択)	に選択項目をチェックしてください			
① 節水機器(便器		※各詳細は国交省HP等の概要を参照			
② 雨水、井水又					
3 HEMSまたはBE					
④ 太陽光発電等 (蓄電池含む)					
⑤ ヒートアイランド	⑤ ヒートアイランド対策 (緑地化等)				
⑥ 劣化対策等級	⑥ 劣化対策等級3				
⑦ 🔽 木造住宅	⑦ ☑ 木造住宅				
◎ □ 高炉セメント等	⑧				
※①~⑧のうち、木造住宅	きを含む2項目以上を選択 ま	きたは			
M管行政庁が認める低炭素化対策(CASBEEなど) ※所管行政庁に確認の事					

【各図書に明示すべき事項】 チェックを入れてご確認ください

※明示すべき事項を、すべて他の図書に明示したときは、当該図書を要しません (例:床面積算定式および求積表を平面図に記載 ⇒ 床面積求積図は不要 等)

♦ 1	寸	近	見	取	义

□ 方位、道路及び目標となる地物

•	西己	置	义

□縮尺及び方位 □敷地境界線及び敷地内における建物の位置 □申請に係る建築物と他の建築物の別

◆仕上表

□ 部材の種別 □ 低炭素化設備の種別 □ 低炭素化措置の内容

◆各階平面図

□縮尺及び方位 □間取り、各室の名称、用途及び寸法ならびに天井の高さ □壁の位置及び構造種類 □ 開口部の位置及び構造 □ 低炭素化設備の位置 □ 低炭素化措置 □ 照明機器の位置及び種別 □窓、出入口の窓番及び呼称サイズ □ 居室・非居室の面積が分かる用途別床面積表

◆床面積求積図

□ 床面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式

◆立面図

□ 縮尺 □ 外壁等及び開口部の位置 □ 低炭素化設備の位置 □ 低炭素化措置 □ 軒及び庇の出寸法(外壁面~庇先端) □ 窓と軒または庇との間の寸法(呼称高上端~庇下端)

◆矩計図又は断面図

□縮尺 □建物の髙さ □外壁及び屋根の構造 □軒の高さ並びに軒及び庇の出 □ 小屋裏の構造 □ 各階の天井の高さ及び構造 □ 床の高さ及び構造並びに床下及び基礎の構造

◆各部詳細図

□ 外壁、開口部、床、屋根、その他断熱性を有する部分の材料の種別及び寸法

◆基礎伏図 ☆一部でも基礎断熱施工する場合

□ 縮尺 □ 基礎断熱範囲 □ 断熱材種の種別及び寸法

◆建具表

□ 窓、出入口の呼称サイズ及び断熱仕様 □ 各窓のガラスの仕様 □ 付属部材(和障子・外ブラインド)

※以下は、認定を受けようとする住宅に該当する設備を設置される場合に必要

◆空気調和設備

□ 空気調和設備の種別、位置、仕様、数、及び制御方法

◆空気調和設備以外の機械換気設備

□ 空気調和設備以外の機械換気設備の種別、位置、仕様、数、及び制御方法

◆照明設備

□照明設備の種別、位置、仕様、数、及び制御方法

◆給湯設備

- □ 給湯機の種別、位置、仕様、数、及び制御方法 □ 給湯器具の種別、位置及び数
- □ 太陽熱を給湯に利用するための設備の種別、位置、仕様、数、及び制御方法

◆空気調和設備以外の低炭素化に資する建築設備

□ 空気調和設備以外の低炭素化に資する建築設備の種別、位置、仕様、数、及び制御方法

設備機器の性能値は、 カタログだけではなく 自己適合宣言書も必要に なります。

もしくは、JISマーク・JIS番 号の記載のある資料を 添付願います。